

新18号館建設に伴う「南門」通り抜け禁止のお知らせ

平成28年4月18日(月)より、12月末まで、**南門の通り抜けが使用不可能**となります。また、それに**伴い南門横に併設されていた駐輪場の使用もできなくなります**。原付・小型二輪車の駐輪は、正門上の三角地か剣志寮横の駐輪場、35号館東側に整理して、駐輪してください。
(※従来通り、大型二輪車はバス車庫の指定の場所に駐

